

## 規制改革に関する第 4 次答申（平成 28 年 5 月 19 日）（農業分野抜粋）

3. 農業分野（1）規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業は、世界に通用する安全・安心でかつ風味豊かな農畜産物を生み出すポテンシャルを有している一方で、農業生産額、農業者所得、基幹的農業従事者数等がいずれも減少傾向にあり、とりわけ農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっている。

このような状況から脱却し、若者が参画し、更なる発展が期待できる夢のある職業に変革するためには、現状維持の発想を転換し、農業以外の分野におけるイノベーションや多様な人材を取り込みながら、既存の制度を見直し、農業者や地域の農業団体が主役となって、生産性の向上や地域特性に応じた農畜産物の付加価値を高めるための創意工夫を行いやすくする必要がある。

「農政新時代」にふさわしい、生産者の有する可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えるため、引き続き不断の改革を進めていくとともに、生産者の努力が報われる農業を実現するため、今後取り組むべき規制改革項目を（3）のとおり取りまとめた。

また、これまでに閣議決定された事項についてフォローアップを行った。

（2）重点的フォローアップ

平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された、「農地中間管理機構の機能強化」及び「農協法等一部改正法（農協法、農地法、農業委員会法の改正等）に基づく諸改革の確実な実施」を重点的フォローアップ対象事項として、法制化に向けた検討状況や制度の運用状況について検証した。

農地中間管理機構については、平成 27 年度借入・転貸面積がそれぞれ平成 26 年度（初年度）の 3 倍程度に拡大した。今後、農地の集積・集約化を一層加速するため、更なる取組が重要である。

農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し及び農業協同組合の見直しについては、関係法の改正法案が平成 27 年 8 月に国会で成立し、平成 28 年 4 月に施行された。法改正後の運用が規制改革の趣旨に沿って着実に実施されることが重要である。

（3）具体的な規制改革項目①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革ア 指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革【平成 28 年秋までに検討、結論】

我が国酪農業は、①年率 4～5%の生産者が離農、経産牛頭数もこの 30 年間で約 30%減少、②生産量も約 20 年間にわたり低下傾向、③後継者不足等で将来が不透明など、非常に厳しい状況にあるが、これらの点に関し、規制改革会議において以下のような指摘がある。

- ・ 生乳生産者は、他の農作物以上に厳しい労働環境に置かれる一方で、所得面にお

いてはその苦勞が報われていないが、この一因として、生産・流通構造の問題により、消費者ニーズを的確にとらえて付加価値の向上、生産者所得への還元へつなげることが十分にできていないことがある。

- ・ 現在、多くの生産者が、投資・資金調達などのリスクは自ら負う一方で、販売先の開拓や価格交渉などは指定生乳生産者団体に委ねている。生産者にとって多様な選択肢を用意することで経営マインドを涵養し、消費者ニーズにきめ細かく的確に対応できるよう、より柔軟なものにしていくことが重要である。また、意欲ある全国の生産者が積極的に投資できる環境を整備していくことが重要である。

したがって、指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。

#### **イ バター等乳製品のモニタリング等の強化【a、bにつき平成 28 年度中の可能な限り速やかに実施】**

また、昨今のバター不足等への対応のため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく国家貿易の仕組みでバターが輸入されている。これらの輸入バターは、その性質上、一般の民間貿易による輸入品以上に、適時、適量に供給されねばならない。

しかしながら、これらが必ずしも国民のもとに適時に届けられていないのみならず、その原因や正確な実態について関係者間で把握すらされていないとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。
- b バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。

#### **ウ LL（ロングライフ）牛乳の製造認可の審査事項の見直し【遅くとも平成 29 年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から 1 年で結論を得る】**

現在、国内で LL 牛乳を製造するためには、24 項目の審査事項（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））を満たし、厚生労働大臣の認定を受ける必要がある。審査事項の中には、今の酪農家、乳業メーカーの状況にそぐわないものがあり、中でも、「搾乳から処理施設における受乳までの時間が 48 時間以内」という条件については、バルククーラーの冷却、品質保持の機能が向上している現在においては条件の緩和が可

能との事業者からの指摘がある。

したがって、バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48 時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者に協力を求めながら行う。

## ②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

### ア 「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組【平成 28 年秋までに具体的施策について検討・結論】

「農政新時代」を創造し、我が国農業を成長産業化していくためには、生産者が 1 円でも安く資材を調達でき、1 円でも高く農産物を販売できる仕組みを構築していく必要がある。そのためには、生産者のみならず、生産資材メーカーや流通事業者、関連団体などが一体となって効果的な方策を進めていくことが重要である。

現状においては、例えば韓国と比較して生産資材に係るコストが高いとの試算があり、また、流通・加工に係る業界構造にも課題がある。

したがって、以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。

- a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
  - ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策
  - ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組
  - ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策
- b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
  - ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策
  - ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組
  - ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策

### イ 公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施【平成 28 年度以降措置】

生産者が多様な選択肢の中から農業生産資材を有利に購入するとともに、生産物を様々なルートで販売できるようにするためには、公正かつ自由な競争環境が確保されていることがその前提である。公正取引委員会においては、農業分野において、不公正な取引方法に該当し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上問題となる行為に対する法的措置や、

それらに至らない事案に対する警告又は注意による対処、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（農協ガイドライン）の策定等にこれまでも取り組んできたところであるが、今後より広範な情報収集及び効率的・効果的な対処が必要である。

したがって、公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。

- a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口（平成 28 年 4 月設置）について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。
- b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」（平成 28 年 4 月設置）を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。